変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、銀行業における一般消費者を対象とした金融商品及びサービス等に関する表示に係る事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び銀行間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、銀行業における一般消費者を対象とした金融商品及びサービス等に関する表示に係る事項を定めることにより、一般消費者による適正な金融商品及びサービスの選択を保護するとともに、銀行業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（用語の定義） **第３条**　この規約において「銀行業」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第１項、信託業法（平成16年法律第154号）第２条第１項及び第８項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第６条第１項及び第２項、第８条並びに第９条第１項並びに農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第１項及び第２項その他規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定める事業をいう。 ２～９　（略）	（用語の定義） **第３条**　この規約において「銀行業」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第１項、信託業法（平成16年法律第154号）第２条第１項、第８項及び第10項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第６条第１項及び第２項、第８条並びに第９条第１項並びに農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第１項及び第２項その他規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定める事業をいう。 ２～９　（略）
（表示の基本） **第４条**　銀行は、金融商品及びサービス等の表示を行うに当たっては、可能な限り平易な言葉で分かりやすく、かつ正確な情報を媒体の種類やスペース等に応じた適切な方法により明りょうに表示することに努めなければならない。	（表示の基本） **第４条**　銀行は、金融商品及びサービス等の表示を行うに当たっては、可能な限り平易な言葉で分かりやすく、かつ正確な情報を媒体の種類やスペース等に応じた適切な方法により明瞭に表示することに努めなければならない。
（預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項） **第５条**　銀行は、預貯金等について金利を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑻　（略）	（預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項） **第５条**　銀行は、預貯金等について金利を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑻　（略）
（貸出の金利を表示する場合の必要表示事項） **第６条**　銀行は、住宅ローン、カードローン等の貸出について金利を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りょうに表示しなければならない。 　なお、同一の商品で異なる金利を適用することがある場合は、次の事項のほか最も高い金利又は金利の範囲を表示しなければならない。 ⑴～⑻　（略）	（貸出の金利を表示する場合の必要表示事項） **第６条**　銀行は、住宅ローン、カードローン等の貸出について金利を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明瞭に表示しなければならない。 　なお、同一の商品で異なる金利を適用することがある場合は、次の事項のほか最も高い金利又は金利の範囲を表示しなければならない。 ⑴～⑻　（略）
（景品類の内容を表示する場合の必要表示事項） **第７条**　銀行は、景品類の内容を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑸　（略）	（景品類の内容を表示する場合の必要表示事項） **第７条**　銀行は、景品類の内容を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑸　（略）
（金利優遇等の内容を表示する場合の必要表示事項） **第８条**　銀行は、金利優遇等の内容を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑷　（略）	（金利優遇等の内容を表示する場合の必要表示事項） **第８条**　銀行は、金利優遇等の内容を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑷　（略）
（金利の表示基準） **第 10 条**　銀行は、金利を表示する場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。 〔種別〕 ⑴　利率又は利回りを表示する場合には、年利、月利、日歩、年平均利回り等の種別を併せて表示すること。 ⑵　年建て以外の利率又は利回りを表示する場合には、年建てによる利率又は利回りを併せて表示すること。 〔表示桁数〕 ⑶　預貯金等の利率又は利回りを表示する場合には、表示位未満の端数を切り捨てて表示すること。 ⑷　貸出の利率を表示する場合には、表示位未満の端数を切り上げて表示すること。 〔利回り換算〕 ⑸　利回りに換算するのは、利息その他施行規則に定めるものに限ること。 〔不確定部分〕 ⑹　表示金利が将来発生するか否かが不確定な事象によって決まる場合には、その旨その他施行規則に定める事項を併せて表示すること。 〔将来の試算〕 ⑺　金利に関して仮定に基づく将来の試算を表示する場合には、試算である旨を明りょうに表示するとともにその仮定条件その他施行規則に定める事項を併せて表示すること。 〔過去の実績〕 ⑻　金利に関して過去の実績を表示する場合には、その旨その他施行規則に定める事項を併せて表示すること。	（金利の表示基準） **第 10 条**　（同左） 〔種別〕 ⑴　利率又は利回りを表示する場合には、年利、月利、日歩、年平均利回り等の種別を併せて表示すること ⑵　年建て以外の利率又は利回りを表示する場合には、年建てによる利率又は利回りを併せて表示すること 〔表示桁数〕 ⑶　預貯金等の利率又は利回りを表示する場合には、表示位未満の端数を切り捨てて表示すること ⑷　貸出の利率を表示する場合には、表示位未満の端数を切り上げて表示すること 〔利回り換算〕 ⑸　利回りに換算するのは、利息その他施行規則に定めるものに限ること 〔不確定部分〕 ⑹　表示金利が将来発生するか否かが不確定な事象によって決まる場合には、その旨その他施行規則に定める事項を併せて表示すること 〔将来の試算〕 ⑺　金利に関して仮定に基づく将来の試算を表示する場合には、試算である旨を明瞭に表示するとともにその仮定条件その他施行規則に定める事項を併せて表示すること 〔過去の実績〕 ⑻　金利に関して過去の実績を表示する場合には、その旨その他施行規則に定める事項を併せて表示すること